要配慮者利用施設（医療施設等を除く）

**洪水・土砂に関する**

**避難確保計画**

|  |
| --- |
| 【施設名：　　　】 |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 令和 |  | 年 |  | 月 |  | 日 作成 |

目　次

※下呂市に提出

１　計画の目的　・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

２　計画の報告　・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

様式１

３　計画の適用範囲　・・・・・・・・・・・・・・ 1

　　施設周辺の避難地図　・・・・・・・・・・・・ 2

別紙１

４　防災体制　・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

様式２

５　情報収集・伝達　・・・・・・・・・・・・・・ ５

様式３

６　避難誘導　・・・・・・・・・・・・・・・・・ ６

様式４

７　避難の確保を図るための施設の整備　・・・・・ ７

様式５

８　防災教育及び訓練の実施　・・・・・・・・・・ ７

※個人情報等を含むため適切に管理（下呂市への提出は不要）

９　防災教育及び訓練の年間計画作成例 ・・・・・ ８

様式６

10 施設利用者緊急連絡先一覧表 ・・・・・・・・ ９

様式７

11 緊急連絡網 ・・・・・・・・・・・・・・・ 10

様式８

12 外部機関等への緊急連絡先一覧表 ・・・・・ 10

様式９

13 対応別避難誘導方法一覧表 ・・・・・・・・ 11

様式10

14 防災体制一覧表　 ・・・・・・・・・・・・・ 12

様式11

別添　「自衛水防組織活動要領（案）」 ・・・・・・ 13

自衛水防組織を設置する

場合のみ作成

別表１「自衛水防組織の編成と任務」 ・・・・・・ 14

別表２「自衛水防組織装備品リスト」 ・・・・・・ 14

**１　計画の目的**

様式１

この計画は、水防法第１５条の３第１項及び土砂災害防止法第８条の２第１項に基づき、本施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ること、また、本施設近隣で土砂災害の発生または発生のおそれがある場合に対応すべき必要な事項を定め、洪水、土砂災害から円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

**２　計画の報告**

計画を作成及び必要に応じて見直し・修正をしたときは、水防法第１５条の３第２項及び土砂災害防止法第８条の２第２項に基づき、遅滞なく、当該計画を下呂市長へ報告する。

**３　計画の適用範囲**

この計画は、本施設に勤務又は利用する全ての者に適用するものとする。

　【施設の状況】

|  |
| --- |
| 人　　　　　数 |
| 昼間・夜間 | 休日 |
| 利用者 | 施設職員 | 利用者 | 施設職員 |
| 昼間 | 昼間 | 休日 | 休日 |
|  | 名 |  | 名 |
| 夜間 | 夜間 |  | 名 |  | 名 |
|  | 名 |  | 名 |

**【施設周辺の避難経路図】**

別紙１

洪水時、土砂災害のおそれがある場合の避難場所は、水害・土砂災害ハザードマップの想定浸水域および浸水深または土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域から、以下の場所とする。

避難経路図

**４　防災体制**

様式２

連絡体制及び対策本部は、以下のとおり設置する。

【洪水防災体制確立の判断時期及び役割分担】

体制確立の判断時期

・情報収集伝達

要員

・避難誘導要員

・情報収集伝達

要員

・情報収集伝達

要員

○洪水予報等の情報収集

○使用する資器材の準備

○保護者等への事前連絡

○周辺住民への事前協力依頼

**以下のいずれかに該当する場合**

**◆警戒レベル４**

**避難指示発令**

**◆飛騨川・上呂地点(＊)**

**はん濫危険情報発表**

**（はん濫危険水位5.4m）**

**◆警戒レベル５**

**緊急安全確保発令**

※上記のほか、施設の管理権限者（又は自衛水防組織の統括管理者）の指揮命令に従うものとする。

＊飛騨川水位基準点：上呂水位観測所（萩原町上呂）

・避難誘導要員

・避難誘導要員

・協力者

○施設内全体の避難誘導

〇屋内安全行動実施

　（垂直避難等）

**非常体制確立**

・避難誘導要員

・協力者

・情報収集伝達

要員

○要配慮者の避難誘導

○洪水予報等の情報収集

**警戒体制確立**

**以下のいずれかに該当する場合**

**◆警戒レベル３**

**高齢者等避難発令**

**◆洪水警報発表**

**◆飛騨川・上呂地点(＊)**

**はん濫警戒情報発表**

**（避難判断水位5.1m）**

**以下のいずれかに該当する場合**

**◆洪水注意報発表**

**◆飛騨川・上呂地点(＊)**

**はん濫注意情報発表**

**（はん濫注意水位4.5m）**

**注意体制確立**

対応要員

活動内容

体　制

【土砂災害防災体制確立の判断時期及び役割分担】

体制確立の判断時期

・避難誘導要員

・避難誘導要員

・協力者

○施設内全体の避難誘導

〇屋内安全行動実施

　（垂直避難等）

・避難誘導要員

・協力者

・情報収集伝達

要員

○要配慮者の避難誘導

〇気象情報等の情報収集

・情報収集伝達

要員

・避難誘導要員

・情報収集伝達

要員

・情報収集伝達

要員

○気象情報等の情報収集

○使用する資器材の準備

○保護者への事前連絡

○周辺住民への事前協力依頼

※上記のほか、施設の管理権限者の指揮命令に従うものとする。

以下のいずれかに

該当する場合

**◆警戒レベル４**

**避難指示発令**

**◆大雨特別警報（土砂**

**災害）発表**

**◆警戒レベル５**

**緊急安全確保発令**

**非常体制確立**

**警戒体制確立**

以下のいずれかに

該当する場合

**◆土砂災害警戒情報**

**発表**

**◆警戒レベル３**

**高齢者等避難発令**

**◆大雨警報（土砂災害）**

**発表**

**注意体制確立**

対応要員

活動内容

体　制

**５　情報収集・伝達**

様式３

（１）情報収集

・収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 収集する情報 | 収集方法 |
| 気象情報 | ○テレビ、ラジオ○インターネット（情報提供機関のウェブサイト）○ぎふ川と道のアラームメール（注意報・警報・土砂災害警戒情報等）○防災行政無線、下呂市メール |
| 洪水予報・河川水位 | ○テレビ、ラジオ○インターネット（岐阜県または気象庁のウェブサイト）○ぎふ川と道のアラームメール（飛騨川水位情報） |
| 避難情報 | ○テレビ、ラジオ○インターネット（岐阜県または気象庁のウェブサイト）○防災行政無線・下呂市メール、下呂市からの通知 |

・停電時は、ラジオ・タブレット・携帯電話を活用して情報を収集するものとし、これに備えて、乾電池、バッテリー等を備蓄する。

・提供される情報に加えて、雨の降り方、施設周辺の水路や道路の状況、斜面に危険な前兆が無いか等、施設内から確認を行う。

（２）情報伝達

・「施設内緊急連絡網」に基づき、気象情報、洪水予報等の情報を施設内関係者間で共有する。

・児童生徒を避難させる可能性がある場合には、「保護者緊急連絡網」に基づき、保護者に対し、「（避難場所）へ避難する」旨を連絡する。

・児童生徒を避難させる場合には、「○○緊急連絡網」に基づき、保護者に対し、「（避難場所）へ避難する。児童生徒の引き渡しは（避難場所）において行う。児童生徒引き渡し開始については、追って別途連絡する旨を連絡する。

・避難完了後、○○課（電話番号）に避難完了した旨を連絡する。

・避難完了後、「保護者緊急連絡網」に基づき、保護者に対し、「避難完了。これより（避難場所）において児童生徒引き渡しを行う。」旨を連絡する。

・徒歩や公共交通機関等を用いての避難が困難な者がいる場合には、避難困難者の状態や人数について下呂市長に報告する。

**６　避難誘導**

様式４

避難誘導については、次のとおり行う。

（１）避難場所

避難場所は下表のとおりとする。また、悪天候の中の避難や、夜間の避難は危険もともなうことから、想定浸水深が浅く、建物が倒壊のおそれがない場合または施設が土砂災害特別警戒区域に含まれておらず、建物が堅牢で倒壊のおそれがない場合、屋内安全確保を図るものとする。その場合は、備蓄物資を用意する。

（２）避難基準

　　　下呂市から【警戒レベル３】高齢者等避難の発令があった場合に、避難等を開始する。ただし、次に示すような土砂災害の前兆現象を確認した際は、下呂市からの情報を待つことなく避難を開始する。

|  |
| --- |
| ・がけの表面に水が流れ出す　　　・がけから水が噴き出す。・小石がパラパラと落ちる　　　　・がけからの水が濁りだす・がけの樹木が傾く　　　　　　　・樹木の根の切れる音がする・樹木の倒れる音がする　　　　　・がけに割れ目が見える・斜面が膨らみだす　　　　　　　・地鳴りがする |

（３）避難経路

避難場所までの避難経路については、「別紙１ 避難経路図」のとおりとする。

（４）避難誘導

避難場所までの移動距離及び移動手段は、以下のとおりとする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 名　称 | 移動距離 | 移動手段 |
| **避難場所** |  | （ |  | ）m | □徒歩 |
| □車両（ |  | ）台 |
| **屋内安全確保** |  |  |  |

**７　避難の確保を図るための施設の整備**

様式５

様式５

情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する資器材等については、下表「避難確保資器材等一覧」に示すとおりである。

これらの資器材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

避難確保資器材一覧

|  |
| --- |
| **備　蓄　品** |
| **情報収集****・伝達** | □テレビ　□ラジオ　□タブレット　□ファックス□携帯電話 □懐中電灯 □電池 □携帯電話用バッテリー |
| **避難誘導** | □名簿（従業員、施設利用者）　□案内旗　□タブレット　□携帯電話□懐中電灯　□携帯用拡声器　□電池式照明器具　□電池　□携帯電話用バッテリー　□ライフジャケット　□蛍光塗料 |
| **施設内の****一時避難** | □水（１人あたり　　ℓ）　□食料（１人あたり　　食分）□寝具　□防寒具　　　　　　　　　　　　おやつ有り |
| **高齢者** | □おむつ・おしりふき |
| **障害者** | □常備薬 |
| **乳幼児** | □おむつ・おしりふき　□おやつ　□おんぶひも |
| **その他** | □ウェットティッシュ　□ゴミ袋　□タオル□（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |

**８　防災教育及び訓練の実施**

・毎年４月に新規採用の従業員を対象に研修を実施する。

・毎年５月に全従業員を対象として、情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

・その他、年間の教育及び訓練計画を毎年４月に作成する。

**９　防災教育及び訓練の年間計画作成例**

様式６

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 実施予定月日 | （ |  | 月 |  | 日） |

防災体制の確立・

避難確保計画の年度版作成

**従業員への防災教育**

入所施設

**情報伝達訓練**

**従業員の非常参集訓練**

**避難訓練**

通所施設

**情報伝達訓練**

**保護者への引き渡し訓練**

**施設利用者への防災教育**

情報収集伝達要員・避難誘導要員の任命や外部からの支援体制等を確認し、避難確保計画に反映します。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 実施予定月日 | （ |  | 月 |  | 日） |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 実施予定月日 | （ |  | 月 |  | 日） |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 実施予定月日 | （ |  | 月 | 　 | 日） |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 実施予定月日 | （ |  | 月 |  | 日） |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 実施予定月日 | （ |  | 月 |  | 日） |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 実施予定月日 | （ |  | 月 |  | 日） |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 実施予定月日 | （ |  | 月 |  | 日） |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 実施予定月日 | （ |  | 月 |  | 日） |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 実施予定月日 | （ |  | 月 |  | 日） |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 実施予定月日 | （ |  | 月 |  | 日） |

避難を円滑かつ迅速に確保するために、避難確保計画に基づく訓練を実施し、必要に応じて計画を見直します。

避難確保計画の更新

○防災体制と役割分担の確認、試行

○施設から避難場所までの移動にかかる時間の計測　など

○従業員の緊急連絡網の試行

○家族等への情報伝達手段（メール・電話等）の確認、情報伝達の試行　など

○従業員の緊急連絡網の試行

○連絡後、全従業員の参集にかかる時間の計測　など

○保護者の緊急連絡網の試行

○連絡後、全施設利用者を保護者に引き渡すまでにかかる時間の計測　など

○従業員の緊急連絡網の試行

○保護者への情報伝達手段（メール・電話等）の確認、情報伝達の試行　など

○水害の危険性や避難場所の確認

○緊急時の対応等に関する保護者、家族への説明　など

○避難確保計画等の情報の共有

○過去の被災経験や災害に対する知恵の伝承　など

**10　施設利用者緊急連絡先一覧表**

様式７

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 施設利用者 | 緊急連絡先 | その他（緊急搬送先等） |
| 氏名 | 年齢 | 住所 | 氏名 | 続柄 | 電話番号 | 住所 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |

|  |
| --- |
|  |
|  |

**11　緊急連絡網**

上段に「氏名」、

下段に「連絡先（電話番号）」

を入れてください。

従業員用と施設利用者の保護者・家族用をそれぞれ作成してください。

メールや災害用伝言ダイヤル（171）を

利用した連絡方法も確立しておきましょう。

様式８

|  |
| --- |
|  |
|  |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |

**12　外部機関等への緊急連絡先一覧表**

様式９

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 連絡先 | 担当部署 | 担当者氏名 | 電話番号 | 連絡可能時間 | 備考 |
| 下呂市（防災担当） |  |  |  |  |  |
| 下呂市（施設担当） |  |  |  |  |  |
| 消防署 |  |  |  |  |  |
| 警察署 | 下呂警察署 |  | 52-0110 |  |  |
| 避難誘導等の支援者 |  |  |  |  |  |
| 医療機関 |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |

**13　対応別避難誘導方法一覧表**

様式10

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 対応内容 | 氏名 | 避難先 | 移動手段 | 担当者 | 備考 |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |

**避難場所へ移動**

　１.単独歩行が可能　２.介助が必要　３.車いすを使用　４.ストレッチャーや担架が必要　５.その他

**その他の対応**

　６.自宅に帰宅　７.病院に搬送　８.そのほか

該当番号を記入

**14　防災体制一覧表**

様式11

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 管理権限者 | （ |  | ） | （代行者 |  | ） |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **情報収集****伝達要員** | 担当者 | 役　割 |
| 班長（ |  | ） | □自衛防災活動の指揮統制、状況の把握、情報内容の記録□館内放送等による避難の呼び掛け□気象情報等の情報の収集□関係者及び関係機関との連絡 |
| 班員（ |  | ）名 |
| ・・・・ |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **避難誘導****要員** | 担当者 | 役　割 |
| 班長（ |  | ） | □避難誘導の実施□未避難者、要救助者の確認 |
| 班員（ |  | ）名 |
| ・・・・・ |  |

（自衛水防組織の編成）

**別添　「自衛水防組織活動要領（案）」**

自衛水防組織を設置する場合のみ作成

第１条　管理権限者は、洪水時等において避難確保計画に基づく円滑かつ迅速な避難を確保するため、自衛水防組織を編成するものとする。

２　自衛水防組織には、統括管理者を置く。

(１)　統括管理者は、管理権限者の命を受け、自衛水防組織の機能が有効に発揮できるよう組織を統括する。

(２)　統括管理者は、洪水時等における避難行動について、その指揮、命令、監督等一切の権限を有する。

３　管理権限者は、統括管理者の代行者を定め、当該代行者に対し、統括管理者の任務を代行するために必要な指揮、命令、監督等の権限を付与する。

４　自衛水防組織に、班を置く。

(１)　班は、総括・情報班及び避難誘導班とし、各班に班長を置く。

(２)　各班の任務は、別表１に掲げる任務とする。

(３)　防災センター（最低限、通信設備を有するものとする）を自衛水防組織の活動拠点とし、防災センター勤務員及び各班の班長を自衛水防組織の中核として配置する。

（自衛水防組織の運用）

第２条　管理権限者は、従業員の勤務体制（シフト）も考慮した組織編成に努め、必要な人員の確保及び従業員等に割り当てた任務の周知徹底を図るものとする。

２　特に、休日・夜間も施設内に利用者が滞在する施設にあって、休日・夜間に在館する従業員等のみによっては十分な体制を確保することが難しい場合は、管理権限者は、近隣在住の従業員等の非常参集も考慮して組織編成に努めるものとする。

３　管理権限者は、災害等の応急活動のため緊急連絡網や従業員等の非常参集計画を定めるものとする。

（自衛水防組織の装備）

第３条　管理権限者は、自衛水防組織に必要な装備品を整備するとともに、適正な維持管理に努めなければならない。

(１)　自衛水防組織の装備品は、別表２「自衛水防組織装備品リスト」のとおりとする。

(２)　自衛水防組織の装備品については、統括管理者が防災センターに保管し、必要な点検を行うとともに点検結果を記録保管し、常時使用できる状態で維持管理する。

（自衛水防組織の活動）

第４条　自衛水防組織の各班は、避難確保計画に基づき情報収集及び避難誘導等の活動を行うものとする。

自衛水防組織を設置する場合のみ作成

**別表１　「自衛水防組織の編成と任務」**

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 管理権限者 | （ |  | ） | （代行者 |  | ） |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **総括・****情報班** | 役職及び氏名 | 任　務 |
| 班長（ |  | ） | □自衛水防活動の指揮統制、状況の把握、情報内容の記録□館内放送等による避難の呼び掛け□洪水予報等の情報の収集□関係者及び関係機関との連絡 |
| 班員（ |  | ）名 |
| ・・・・ |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **避難****誘導班** | 役職及び氏名 | 任　務 |
| 班長（ |  | ） | □避難誘導の実施□未避難者、要救助者の確認 |
| 班員（ |  | ）名 |
| ・・・・ |  |

**別表２　「自衛水防組織装備品リスト」**

|  |  |
| --- | --- |
| 任務 | 装備品 |
| **総括・情報班** | 名簿（従業員、利用者等）情報収集及び伝達機器（ラジオ、タブレット、トランシーバー、携帯電話等）照明器具（懐中電灯、投光機等） |
| **避難誘導班** | 名簿（従業員、利用者等）誘導の標識（案内旗等）情報収集及び伝達機器（タブレット、トランシーバー、携帯電話等）懐中電灯携帯用拡声器誘導用ライフジャケット蛍光塗料 |